

## 令和8年度 第1回鴨川市社会教育委員会 会議録

- 1 日 時 令和8年7月15日(水) 開会：午前10時00分  
閉会：午前11時13分
- 2 場 所 天津小湊支所3階会議室
- 3 出席委員 (1) 高梨 美佐子 (2) 庄司 雅和 (3) 高橋 和夫  
(4) 福田 和史 (5) 橘 祐樹 (6) 北本 綾子  
(7) 石田 三示 (8) 吉田 明子 (9) 本吉 淳二
- 4 出席職員 (1) 蒔苗教育長 (2) 岡安課長 (3) 鈴木課長補佐  
(4) 畑中係長 (5) 洲永主査 (6) 川名主事
- 5 傍聴者 0名

---

### 6 会議概要

(1) 開会 鈴木課長補佐

(2) 教育長あいさつ

(3) 自己紹介

(4) 報告

報告① 令和7年度鴨川市教育委員会生涯学習課事業報告について

- ・ 担当職員の説明後、質疑応答は無し。

報告② 令和8年度鴨川市教育委員会生涯学習課事業計画(案)について

- ・ 担当職員の説明後、質疑応答は下記のとおり。

橘委員) P.11：交付計画の「3 補助団体」では、各団体への予算額が示されているが、各団体が実施する事業や催し物の内容、規模が年度によって異なる場合、予算額を増減することはあるのか。

岡安課長) 社会教育団体への補助金については、「鴨川市社会教育関係事業補助金交付要綱」に基づき交付される。鴨川市子ども会育成連盟を例に挙げると、交付要綱では、子ども会活動の充実を図るための構成団体相互の連携に要する経費を対象経費とし、対象経費の2分の1の範囲内で予算で定めた額を補助額としてい

る。

従って、団体が事業を縮小するなどして対象となる経費が減額となれば、その2分の1の範囲内で予算で定めた額である補助金額も減額となる。

その一方、団体の事業を拡大し、事業費が増加したとしても、予算には限りがあるので、ご希望どおりの補助額の交付とはならない場合があることをご承知おき頂きたい。

本吉議員) 公民館活動について、主催事業の申し込み人数は定員より多めに設定しているのか、あるいはキャンセル待ちはあるのか。少人数で募集されているものなどは当日キャンセル等があると講師の方にも迷惑がかかるのではないのか。

岡安課長) 各定員については安全に事業が行える人数を講師と相談して決めている。キャンセル待ちか先着順かは各講座で違うと聞いている。内容により館長が柔軟に対応し、空きがあるようであればキャンセル待ちを採用するなどしていると確認している。

#### (5) その他(意見交換)

##### 意見交換① 公民館の使用料に係る検討について

- ・ 担当職員の説明後、質疑応答は下記のとおり。

橘委員) 2(1) 使用料(案)の算定について、貸出に伴う対象エリアのみで試算されているのか。事務室や共用部分など、貸室利用者が直接使用しない部分の経費は含まれているのか。

鈴木補佐) 按分した貸出面積は講堂や会議室等利用者に貸し出す面積であり、事務室や共用部分は含まれていない。

橘委員) 2(2) 近隣市の状況を踏まえて利用者負担を500円に設定するということが、各公民館は施設規模、部屋数、設備、利用状況及び維持管理費がそれぞれ異なるが、一律500円で考えているのか。

鈴木補佐) 現在検討段階ではあるが、ご指摘のとおり各公民館は施設規模、部屋数等に違いがあるものの、各公民館の会計年度任用職員の報酬、光熱水費、消耗品、維持管理等の支払いといった会計事務や施設の修繕、浄化槽、空調、消防等施設の維持管理に関する事務は生涯学習課により共通で行っていること、各公民館で協力して施設の維持管理を行っていること、公民館行事を共同で実施することがあるといったこと、公民館の利用に地域的な制限はないといったことから共通した使用料の設定としている。

橘委員) 2(3) 使用料は500円が妥当とのことだが、算定上の原価は約1,000円とされているのに、最終的には近隣市の料金を参考に500円程度とした根拠を教えてほしい。

鈴木補佐) 算出にあたっては、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針によると、個人によって必要性が異なるサービスであること、民間では提供されにくく、

行政が中心に提供するサービスである場合は受益者負担割合は 50 パーセント、民間でも提供されており、行政と民間が競合するサービスである場合は受益者負担割合は 100 パーセントとなっている。

公民館は例えば民間のレンタル会議室と一部競合すると考えられるが、公民館教室やサークル活動は民間と競合しないと考えられ、50 パーセントとすると 500 円という算出になっている。

橘委員) そのような方針があるということを承知した。利用料を徴収することにより、使用団体から得られる利用料はどのぐらいを想定しているのか。

鈴木補佐) 現段階では資料にもあるように、減免等も検討していかなければならない。基本方針では、市内認定こども園や小中学校が教育目的で使用する場合等も減免対象となる。金額は改めて算出していきたい。また近隣市の状況を踏まえて減免等は検討していきたい。

橘委員) 今後の期待できる結果を評価したうえで価格の設定や減免の対象を検討していくと理解した。

庄司委員) 現在公民館の使用にあたり、冷暖房費などの費用はどのようになっているのか。

鈴木補佐) 全て無料としている。

石田議長) 使用料 500 円の設定は 1 時間あたりということで良いか。

鈴木補佐) 500 円を基本として検討したいと考えている。

北本委員) 500 円に冷暖房費も含まれるのか。

鈴木補佐) 別途頂くことは考えていない。

吉田委員) 決まってからの話だとは思いますが、利用料の徴収は現金になるのか検討されているか。

鈴木補佐) 決済方法は現金になるかと思う。

吉田委員) 個人的には年 10 回くらいの使用があり、安いと有難いと思う。色々考えるとお金を払うのも当たり前と思いつつ、少し揺れる部分もある。

橘委員) 有料化に伴って決済処理が必要になった場合、そこに係る費用は発生するのか。人件費等がかかったとしても有料化するメリットはあるのか。

鈴木補佐) 大きく人件費がかかることを想定してはいないが、今までやっていなかったことを行う負担は増える。市としては、無料に関して見直しが必要と使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に記されている。現在無料としている活動は公民館と学校開放程度なので有料化は必要ではないか。

蒔苗教育長) 原則市として今まで無料だったり、入館料の徴収があったものも適正な料金にするという基本方針が示されている。それに則り公民館の使用料を徴収するという方向になっている。使用料の設定については、1 室 1 時間あた約 1,000 円程度経費がかかっている。今までは市の財政から予算化し賄っていたが、市の財政健全化の基本方針が打ち出され、それに基づいて半額程度は利用者に負担してもらおうと考えている。これは公民館だけでなく、今まで

無料だった体育館の夜間開放についても同じ方針で進められている。

また、利用料の徴収方法については、確かに人件費がかかる。現金でのやり取りは今の時代にそぐわず、問題も起こりうる。これから市としてどのような集金方法が良いか検討し、現金以外の方法も慎重に精査していく。

橘委員) 徴収ありきで話が進められているのではないか。徴収することによる効果をきちんと評価したうえで徴収するかしらないか、または金額を決めていくことを今後しっかりと検討してもらいたい。

## 意見交換② 郷土資料館の入館料に係る検討について

- ・ 担当職員の説明後、質疑応答は下記のとおり。

北本委員) 市外、市民の方は入館料が同じになるということだが、心理的に市民がどう思うか懸念される。今までは市外、市民に金額の差があったが、同一料金にする理由をどのように説明するか教えて頂きたい。

畑中係長) 今までは市外、市民は別料金であった。その理由の1つは鴨川市の施設であり市民の方には無料で提供してきた。今回同一料金にした理由は、市民、市外問わず、郷土資料館として最高の展示、施設の内容を見て頂くためには自己負担をお願いしたい。展示の内容についても市民、市外問わず同様なので差を設けず同一に設定した。

北本委員) 現在は市民、市外、どちらのほうの利用が多いか。

畑中係長) 令和7年度の入館者数は全体で4,850人、内訳として市民は2,417人、市外は2433人でほぼ半数となっている。

高梨委員) 小中学生にとって、特に小学校では、3年生での学習を経て、実際に見学させて頂いているところである。学校での見学をきっかけに改めて資料館を利用することを考えると、小中学生の無料化は有難い。ただ小学校低学年の子どもたちは保護者が付き添いで行くことが考えられるため、付き添いの大人が750円だと高い。付き添う大人についてはもう少し値段を下げて500円程度だと親子で行く気になるのではないか。検討して頂きたい。

畑中係長) 新しい入館料は300円で特別展示は750円になる。

高梨委員) そこも含めて金額、同行する大人の入館料は適正なのかと考えた。

福田委員) 団体の利用料は安くなっているが、年間で団体利用はどのくらいあるのか。

畑中係長) 団体での入館人数は一般が148名、子どもが64名、合計210名程度。団体の子どもは市外の小学校が多かった。一般の団体はバスツアーだったと認識している。

福田委員) 団体料金が安くなっているのに、市民のほうに還元があっても良いのでは。

高橋委員) 公民館、資料館も同じだが、料金を設定することに関し皆さんが不思議だと思ふことは多いと思う。資料館に関しては、市民は今までは無料だったものを何故市外と同じ料金にするのかという市民の声が多かった場合にきちんとした返答があるのか。また反対が多かった時に金額設定を戻すなどの考え

はあるのか。例えば公民館の利用では、利用者が無料だからこそ利用しやすいように草刈りをしたり、冷暖房の使用頻度を調整したりと考えて取り組んでいる方もいる。そんな中で使用料を徴収することに仕方ないと思う反面、反対意見もあると思う。

岡安課長) 公民館については無料から有料化で劇的な変化を伴うことから十分な検討期間を経て令和10年度から施行を検討している。資料館については料金の改定を令和9年度からの施行を目指している。その中で様々な意見が出てくることを想定し、社会教育委員の皆様の意見を参考にさせて頂きたく今回の意見交換の場に挙げさせて頂いた。頂戴した意見も反映させていきたいと考えているが、方向性としては、金額の改定有料化は進めていきたい。

高橋委員) 反対意見が沢山あった場合、方向性を考え直す余地はあるか。

岡安課長) 有料化することにより様々な厳しい意見も想定されるが、料金を頂くことで、整備・ハード面ソフト面の充実に反映させていく意向を伝え、理解して頂く努力が必要だと感じている。

高橋委員) とても理解できない所はあるが、これから出てくる市民の意見を参考にしながら考えていくということで良いか。よく質問される。市民にそのように回答したいと思うが良いか。

蒔苗教育長) 冒頭申し上げたが、今日は意見交換である。この2件については、委員の皆様には様々な意見を頂き、今後生涯学習課として実施するにあたり参考にする。料金設定も含めていくつかの論点があった。

今日は活発にご意見を頂き、教育委員会としてこれを参考にさせて頂き進めていくために設けた。その意見通りになるかは別として委員さんの思いをそれぞれ述べて頂き、こちらで受け止め反映させて頂く。

橘委員) 話が重複するが、住民からすると現在入館料無料は市民税等を払っているからという認識がある。これを有料化するとすると、それ相応の説明資料を準備しなければならないと思う。入館料の具体的な金額設定が出ているということはバックエビデンスがしっかりあるということだろうが、この金額に上げた場合、今の入館数からどれだけ減少し、収入はどれだけ増える予定なのか。

畑中係長) 入館者数の推移については、見込みだが市民は若干の減少の可能性はある。市外は少なくとも現状維持、もしくは若干の増加も見込めると考えられる。入館者数としては現状維持を目指している。見込み額については団体や高校生の待遇も検討が必要なので現時点では検討中である。

橘委員) 正直、その金額が決まっていなくて新しい料金を出せないのではないかとと思うが、今後しっかりと詰めていってほしい。

石田議長) 公民館は基本的に市外の利用は少ない。市民の使用が主体である。郷土資料館は今の説明のとおり市民、市外は半々。企画展だと市外の人が多く入るから料金設定はそのようになっている。この話を考える時に財政健全化計画

がベースにあるということ。これをクリアしない限り理解されない。

鴨川市の財政がどういう状況でこの健全化計画があるかをしっかりと説明しないとすんなり理解はできないと思う。言いにくいことだとは思いますが、市としてその説明をしっかりと皆さんの協力を仰ぎたいとするほうが良いと思う。

本吉委員) 市民は公的なものは無料という意識がとても高いと思う。そのハードルをクリアするには説得できる理由を考えられるかだと思う。そこを充分考えて頂きたい。

(6) その他

- ・ 委員からは無し。事務局からも無し。

(7) 教育長からお礼の挨拶

(8) 閉会 鈴木課長補佐

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により、会議録の確認をいたしました。

令和8年7月23日

会議録署名人

鴨川市社会教育委員 庄司 雅和